

新型コロナウイルス感染症の流行による当校の対応方針について

去る2020年4月7日（火）に発令された緊急事態宣言を受け、ECCでは下記のとおり、新年度開講についての方針が決定されましたことをお知らせいたします。

—緊急事態宣言発令を受けて—

株式会社 ECC

- ・2020年4月7日時点で緊急事態宣言発令の対象となった7都府県においては、各自治体の定める内容に準じて開講するか否かを決定するものとする。
- ・上記以外の地域については、予定通り役務の提供を行うものとする。
- ・この決定は、今後の政府発表等により、随時更新されるものとする。

以上

上記の決定を受け、現時点において愛知県は緊急事態宣言の対象に含まれていないことから、当日本語学院 名古屋校におきましては、予定通り授業を提供していく運びとなりました。つきましては、以下の通り当校の方針を周知いたします。この内容は、今後の状況に合わせ、時機を逸せず更新し、柔軟に対応していきたい所存です。ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 2020年4月学期は年間スケジュール通り、4月9日から授業を実施する。
2. 教職員、学生、全ての方にマスク着用をお願いする。
3. 密集を避けるため授業中は席の間隔をあける。会話練習も密接しない距離を保って行う。
4. 教職員、学生ともに37.5℃以上の熱がある者は登校・出社させない。
また、体調が悪い場合は学校を休むことを徹底させる。
5. 毎日2回次亜塩素酸を使って、教室内外の消毒を実施し、休憩時間の教室の換気を徹底する。
6. 本校関係者から感染者が出た場合、ただちに休校とする。
加えて、今後の国の政策や地域感染状況に変化が生じた時点で、休校等の措置を再検討する。
7. 4月期健康診断は延期する。
8. 感染が心配な学生は、休学などについて最大限の配慮を以って対応する。

ご心配な点、ご不明な点などございましたら当校事務局にご相談ください。

以上